

「女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画」の構成と主な内容

<p>第 1 章 総則</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 原子力事業者防災業務計画の目的、定義、基本構想、計画の運用および修正について規定
<p>第 2 章 原子力災害事前対策の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 原子力災害の情勢に応じた原子力防災体制の整備 • 原子力防災組織の設置、運営 • 通報や業務に必要な設備および資機材の整備 • 原子力防災教育および原子力防災訓練の実施 • 国、地方公共団体、地元防災関係機関等との連携 • 周辺住民に対する平常時の広報活動 <p style="text-align: right;">等について規定</p>
<p>第 3 章 緊急事態応急対策等の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 原子力災害対策特別措置法に基づく事象発生時の迅速な通報 • 災害拡大防止や放射能影響評価など応急措置の実施 • 第 1 緊急体制発令時のオフサイトセンターへの原子力防災要員の派遣など緊急事態応急対策 <p style="text-align: right;">等について規定</p>
<p>第 4 章 原子力災害事後対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 発電所の復旧対策の実施 • 行政機関等への原子力防災要員等の派遣 • 事業所外運搬事故後の対策 <p style="text-align: right;">等について規定</p>
<p>第 5 章 その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 他の原子力事業者への協力 <p style="text-align: right;">等について規定</p>

以 上